

令和元事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和2年11月

広島国税局

I 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

II 主な取組

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況

III 参考計表

- 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

I 調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

新型コロナウイルス感染症の影響もあり調査等件数は減少したが、1件当たりの追徴税額は増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が1,948件（前事務年度2,086件）、着眼調査が562件（同721件）であり、簡易な接触の件数は23,806件（同32,282件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は26,316件（同35,089件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は19,759件（同24,870件）となっています。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 実地調査による申告漏れ所得金額は、21,799百万円（同20,853百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは20,236百万円（同18,812百万円）、着眼調査によるものは1,562百万円（同2,040百万円）となっています。
- また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は30,187百万円（同35,111百万円）となっており、調査等合計では51,985百万円（同55,964百万円）となっています。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、3,906百万円（同3,675百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは3,823百万円（同3,565百万円）、着眼調査によるものは83百万円（同111百万円）となっています。
なお、実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、1,556千円（同1,309千円）となっており、前事務年度に比べ増加しています。
- また、簡易な接触による追徴税額は1,227百万円（同2,727百万円）となっており、調査等合計では5,133百万円（同6,402百万円）となっています。

（参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

○ 所得税の調査等の状況

区分 項目		実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般		着眼		計					
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
調査等件数	件	2,086		721		2,807		32,282		35,089	
		1,948	93.4%	562	77.9%	2,510	89.4%	23,806	73.7%	26,316	75.0%
申告漏れ等の 非違件数	件	1,777		508		2,285		22,585		24,870	
		1,657	93.2%	374	73.6%	2,031	88.9%	17,728	78.5%	19,759	79.4%
申告漏れ 所得金額	百万円	18,812		2,040		20,853		35,111		55,964	
		20,236	107.6%	1,562	76.6%	21,799	104.5%	30,187	86.0%	51,985	92.9%
追徴税額	本税 百万円	2,969		99		3,068		2,689		5,758	
		3,115	104.9%	73	73.7%	3,188	103.9%	1,201	44.7%	4,389	76.2%
	加算税 百万円	596		11		607		38		645	
		709	119.0%	9	81.8%	718	118.3%	25	65.8%	743	115.2%
	計 百万円	3,565		111		3,675		2,727		6,402	
		3,823	107.2%	83	74.8%	3,906	106.3%	1,227	45.0%	5,133	80.2%
一件当たり	申告漏れ 所得金額 千円	9,018		2,830		7,429		1,088		1,595	
		10,388	115.2%	2,780	98.2%	8,685	116.9%	1,268	116.5%	1,975	123.8%
	本税 千円	1,423		138		1,093		83		164	
		1,599	112.4%	131	94.9%	1,270	116.2%	50	60.2%	167	101.8%
	加算税 千円	286		16		216		1		18	
		364	127.3%	17	106.3%	286	132.4%	1	100.0%	28	155.6%
	計 千円	1,709		153		1,309		84		182	
		1,963	114.9%	147	96.1%	1,556	118.9%	52	61.9%	195	107.1%

(注) 1 令和元年7月から令和2年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

(参考) 譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、661件（前事務年度 1,082件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、550件（同 860件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、4,902百万円（同 5,901百万円）となっています。

○ 譲渡所得の調査等の状況

事務年度等 項目	30事務年度	元事務年度	対前年比
①	件	件	%
調査等件数	1,082	661	61.1
土地建物等	791	485	61.3
株式等	291	176	60.5
②	件	件	%
申告漏れ等の 非違件数	860	550	64.0
土地建物等	622	387	62.2
株式等	238	163	68.5
③	%	%	ポイント
非違割合 (② / ①)	79.5	83.2	3.7
土地建物等	78.6	79.8	1.2
株式等	81.8	92.6	10.8
④	百万円	百万円	%
申告漏れ所得金額	5,901	4,902	83.1
土地建物等	3,678	3,127	85.0
株式等	2,223	1,775	79.8
⑤	万円	万円	%
1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	545	742	136.1
土地建物等	465	645	138.7
株式等	764	1,009	132.1

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離譲渡所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年ごとに1件としている。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

新型コロナウイルス感染症の影響もあり調査等件数は減少したが、1件当たりの追徴税額は増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が1,098件（前事務年度1,110件）、着眼調査が240件（同238件）であり、簡易な接触の件数は1,885件（同2,098件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は3,223件（同3,446件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は2,116件（同2,533件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、1,286百万円（同1,003百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは1,253百万円（同966百万円）、着眼調査によるものは33百万円（同91.7百万円）となっています。
なお、実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、961千円（同744千円）となっており、前事務年度に比べ増加しています。
- また、簡易な接触による追徴税額は184百万円（同128百万円）となっており、調査等合計では1,470百万円（同1,287百万円）となっています。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

区 分 項 目	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
	特別・一般		着眼		計						
		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
調査等件数	1,110		238		1,348		2,098		3,446		
	1,098	98.9%	240	100.8%	1,338	99.3%	1,885	89.8%	3,223	93.5%	
申告漏れ等の 非 違 件 数	916		167		1,083		1,450		2,533		
	931	101.6%	177	106.0%	1,108	102.3%	1,008	69.5%	2,116	83.5%	
追 徴 税 額	本 税	798		30		828		268		1,097	
		1,011	126.7%	26	86.7%	1,037	125.2%	174	64.9%	1,211	
	加 算 税	168		7		174		16		190	
	242	144.0%	7	100.0%	249	143.1%	10	62.5%	259	136.3%	
	計	966		36		1,003		284		1,287	
		1,253	129.7%	33	91.7%	1,286	128.2%	184	64.8%	1,470	114.2%
一 件 当 た り 追 徴 税 額	本 税	719		125		614		128		318	
		921	128.1%	108	86.4%	775	126.2%	92	71.9%	376	
	加 算 税	151		28		129		8		55	
	220	145.7%	31	110.7%	186	144.2%	6	75.0%	80	145.5%	
	計	871		153		744		135		373	
		1,141	131.0%	139	90.8%	961	129.2%	98	72.6%	456	122.3%

(注) 1 令和元年7月から令和2年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

Ⅱ 主な取組

1 申告漏れ所得金額は 3,156 百万円・追徴税額は 875 百万円

【富裕層に対する調査状況】

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
 - 令和元事務年度においては、289 件（前事務年度 290 件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1 件当たりの申告漏れ所得金額は、10,921 千円（同 11,130 千円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 10,388 千円（同 9,018 千円）と比べほぼ同額となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は 3,156 百万円（同 3,228 百万円）に上ります。
 - 1 件当たりの追徴税額は 3,028 千円（同 2,887 千円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 1,963 千円（同 1,709 千円）に比べ 1.5 倍となっています。また、追徴税額の総額は 875 百万円（同 837 百万円）に上ります。
 - 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対しては、1 件当たりの追徴税額は 4,938 千円（同 3,335 千円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 1,963 千円（同 1,709 千円）に比べ 2.5 倍と高額となっています。

○ 富裕層に対する調査の状況

項目	事務年度等			元事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	30事務年度	元事務年度	対前年比		
調査件数	290	289	99.7%	1,948	
申告漏れ等の非違件数	220	237	107.7%	1,657	
申告漏れ所得金額	3,228	3,156	97.8%	20,236	
追徴税額	837	875	104.5%	3,823	
一件当たり	申告漏れ所得金額	11,130	10,921	98.1%	10,388
	追徴税額	2,887	3,028	104.9%	1,963

○ 海外投資等をした「富裕層」に対する調査の状況

項目	事務年度等			元事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	30事務年度	元事務年度	対前年比		
調査件数	58	62	106.9%	1,948	
申告漏れ等の非違件数	42	48	114.3%	1,657	
申告漏れ所得金額	968	1,442	149.0%	20,236	
追徴税額	193	306	158.5%	3,823	
一件当たり	申告漏れ所得金額	16,691	23,262	139.4%	10,388
	追徴税額	3,335	4,938	148.1%	1,963

2 1件当たりの追徴税額は所得税実地調査全体の1.9倍

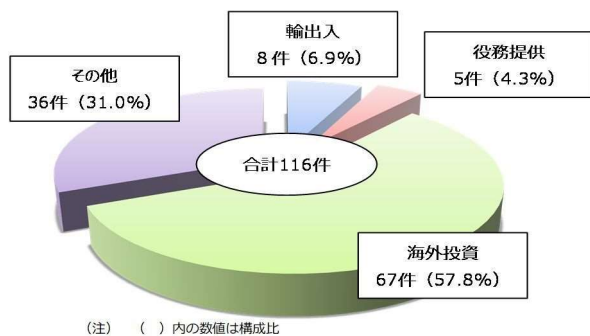
【海外投資等を行っている個人に対する調査状況】

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
 - 令和元事務年度においては、116件（前事務年度158件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、19,183千円（同14,970千円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の10,388千円（同9,018千円）と比べ1.8倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は2,225百万円（同2,365百万円）に上ります。
 - 1件当たりの追徴税額は3,678千円（同3,948千円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,963千円（同1,709千円）と比べ1.9倍となっています。また、追徴税額の総額は427百万円（同624百万円）に上ります。

○ 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

項目		事務年度等			元事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体									
		30事務年度	元事務年度	対前年比										
調	査	件	件											
			158	116	73.4%	1,948								
申	告	漏	れ	等	の	非	違	件	数	件				
											129	92	71.3%	1,657
申	告	漏	れ	所	得	金	額	百	万	円	2,365	2,225	94.1%	20,236
追	徴	税	額	百	万	円	624	427	68.4%	3,823				
一 件 当 た り	申	告	漏	れ	所	得	金	額	千	円	14,970	19,183	128.1%	10,388
	追	徴	税	額	千	円	3,948	3,678	93.2%	1,963				

○ 取引区分別の調査状況



【1件当たりの申告漏れ所得金額】



- 1 「輸 出 入」: 事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出(入)業者との契約による取引をいう。
- 2 「役務提供」: 工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。
- 3 「海外投資」: 海外の不動産、証券などに対する投資(預貯金等の海外での蓄財を含む。)をいう。
- 4 「そ の 他」: 海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

3 追徴税額は 223 百万円

【インターネット取引を行っている個人に対する調査状況】

- シェアリングエコノミー等の新たな分野の経済活動をはじめ、インターネット取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。
 - 令和元事務年度においては、112 件（前事務年度 127 件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1 件当たりの申告漏れ所得金額は、6,906 千円（同 14,191 千円）となっており、また、申告漏れ所得金額の総額は 773 百万円（同 1,802 百万円）となっています。
 - 1 件当たりの追徴税額は 1,995 千円（同 3,489 千円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 1,963 千円（同 1,709 千円）と比べほぼ同額となっています。また、追徴税額の総額は 223 百万円（同 443 百万円）となっています。

○ インターネット取引を行っている個人に対する調査状況

項目		事務年度等		元事務年度		元事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体								
		30事務年度			対前年比									
調	査	件	件	127	112	88.2%	1,948							
申	告	漏	れ	等	の	非	違	件	数	件	115	89	77.4%	1,657
申	告	漏	れ	所	得	金	額	百万円	1,802	773	42.9%	20,236		
追	徴	税	額	百万円	443	223	50.3%	3,823						
一 件 当 た り	申	告	漏	れ	所	得	金	額	千円	14,191	6,906	48.7%	10,388	
	追	徴	税	額	千円	3,489	1,995	57.2%	1,963					

4 消費税無申告者に対する 1 件当たりの追徴税額は 2,131 千円

【無申告者に対する調査状況】

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。

<所得税無申告者に対する調査状況>

- 令和元事務年度においては、354 件（前事務年度 389 件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1 件当たりの申告漏れ所得金額は、17,587 千円（同 13,957 千円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 10,388 千円（同 9,018 千円）に比べ 1.7 倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は 6,226 百万円（同 5,429 百万円）に上ります。
- 1 件当たりの追徴税額は 2,501 千円（同 1,471 千円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 1,963 千円（同 1,709 千円）の 1.3 倍となっています。また、追徴税額の総額は 886 百万円（同 572 百万円）に上ります。

<消費税無申告者に対する調査状況>

- 令和元事務年度においては、410 件（同 396 件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1 件当たりの追徴税額は 2,131 千円（同 1,367 千円）で、消費税の実地調査（特別・一般）全体の 1,141 千円（同 871 千円）の 1.9 倍となっています。また、追徴税額の総額は 874 百万円（同 541 百万円）に上ります。

○ 無申告者に対する調査状況

<所得税>

項目	事務年度等		元事務年度 対前年比	元事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	30事務年度	元事務年度			
調査件数	件	389	354	91.0%	1,948
申告漏れ所得金額	百万円	5,429	6,226	114.7%	20,236
追徴税額	百万円	572	886	154.9%	3,823
1 件当たり 申告漏れ 所得金額	千円	13,957	17,587	126.0%	10,388
1 件当たり 追徴税額	千円	1,471	2,501	170.0%	1,963

<消費税>

項目	事務年度等		元事務年度 対前年比	元事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	30事務年度	元事務年度			
調査件数	件	396	410	103.5%	1,098
追徴税額	百万円	541	874	161.6%	1,253
1 件当たり 追徴税額	千円	1,367	2,131	155.9%	1,141

Ⅲ 参考計表

○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額 (含加算税)	前年の 順位
位		万円	万円	位
1	風 俗 業	6,663	2,248	-
2	美 容	2,043	322	6
3	防 水 工 事	1,454	230	4
4	焼 肉	1,438	175	-
5	製 図 設 計 士	1,321	181	16
6	一 般 海 面 漁 業	1,321	357	-
7	電 気 配 線 工 事	1,287	214	14
8	ス タ ン ド バ ー	1,211	239	12
9	内 装 工 事	1,207	217	3
10	板 金 工 事	1,196	173	-

(注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。

2 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、その順位を記載している。

(付表) 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額

事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得が高額な業種

	平成22事務年度		平成23事務年度		平成24事務年度		平成25事務年度		平成26事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円
1	とび工事	1,581	焼肉店	2,750	眼科医	1,935	風俗業	3,059	風俗業	2,803
2	焼肉店	1,427	弁護士	2,669	くず金卸売業	1,594	機械部品加工受託	1,819	くず金卸売業	2,177
3	生命保険外交員	1,398	塗装工事	2,437	とび工事	1,267	スタント俳優	1,003	水産養殖業	1,271
4	製図設計士	1,330	スタント俳優	1,820	柔道整復師	1,071	弁護士	957	スタント俳優	1,264
5	建設、設備工事者 労務者	1,179	眼科医	1,433	建設、設備工事者 労務者	971	型枠工事	942	内装工事	1,112

	平成27事務年度		平成28事務年度		平成29事務年度		平成30事務年度		令和元事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円
1	風俗業	3,128	鉄骨、鉄筋工事	1,514	眼科医	4,321	自動車小売業	2,185	風俗業	6,663
2	スタント俳優	1,270	人材派遣	1,360	一般自動車整備	1,609	コンピニア コンストア	1,601	美容	2,043
3	鉄骨、鉄筋工事	1,131	解体工事	1,325	製図設計士	1,310	内装工事	1,250	防水工事	1,454
4	防水工事	1,118	くず金卸売業	1,295	自動車小売業	1,144	防水工事	1,089	焼肉	1,438
5	冷暖房設備工事	1,082	司法書士、 行政書士	1,142	建設、設備工事者 労務者	1,076	型枠工事	1,038	製図設計士	1,321

(注) 1件当たりの申告漏れ所得は、調査全年分に係るものである。

令和元事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和2年11月

広島国税局

【鳥取県】

○ 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が 131 件（前事務年度 206 件）、着眼調査が 57 件（同 66 件）であり、簡易な接触の件数は 1,571 件（同 2,747 件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は 1,759 件（同 3,019 件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は 1,301 件（同 1,991 件）となっています。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 実地調査による申告漏れ所得金額は、1,525 百万円（同 1,580 百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは 1,424 百万円（同 1,404 百万円）、着眼調査によるものは 101 百万円（同 176 百万円）となっています。
- また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は 1,191 百万円（同 2,644 百万円）となっており、調査等合計では 2,716 百万円（同 4,224 百万円）となっています。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、304 百万円（同 248 百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは 301 百万円（同 239 百万円）、着眼調査によるものは 3 百万円（同 9 百万円）となっています。
なお、実地調査による追徴税額を 1 件当たりで見ると、1,618 千円（同 910 千円）となっており、前事務年度に比べ増加しています。
- また、簡易な接触による追徴税額は 52 百万円（同 127 百万円）となっており、調査等合計では 357 百万円（同 374 百万円）となっています。

（参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1 件当たり 10 日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実際に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

○ 所得税の調査等の状況

区分 項目		実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般		着眼		計					
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
調査等件数	件	206		66		272		2,747		3,019	
		131	63.6%	57	86.4%	188	69.1%	1,571	57.2%	1,759	58.3%
申告漏れ等の 非違件数	件	169		46		215		1,776		1,991	
		108	63.9%	26	56.5%	134	62.3%	1,167	65.7%	1,301	65.3%
申告漏れ 所得金額	百万円	1,404		176		1,580		2,644		4,224	
		1,424	101.4%	101	57.4%	1,525	96.5%	1,191	45.0%	2,716	64.3%
追徴税額	本税 百万円	201		8		209		125		334	
		234	116.4%	3	37.5%	237	113.4%	52	41.6%	289	86.5%
	加算税 百万円	38		0.9		39		1		40	
		67	176.3%	0.3	33.3%	67	171.8%	1	100.0%	68	170.0%
	計 百万円	239		9		248		127		374	
		301	125.9%	3	33.3%	304	122.6%	52	40.9%	357	95.5%
一件当たり	申告漏れ 所得金額 千円	6,816		2,662		5,808		963		1,399	
		10,868	159.4%	1,777	66.8%	8,112	139.7%	758	78.7%	1,544	110.4%
	本税 千円	975		120		768		46		111	
		1,787	183.3%	51	42.5%	1,260	164.1%	33	71.7%	164	147.7%
加算税 千円	184		15		143		0.5		13		
		510	277.2%	6	40.0%	357	249.7%	0.4	80.0%	39	300.0%
	計 千円	1,159		135		910		46		124	
		2,297	198.2%	57	42.2%	1,618	177.8%	33	71.7%	203	163.7%

(注) 1 令和元年7月から令和2年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の件数である。

2 上段は、前事務年度の件数である。

3 「簡易な接触」の件数には、添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

(参考) 譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、36件(前事務年度104件)であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、27件(同69件)となっています。申告漏れ所得金額(調査等の対象となった全ての年分の合計)は、108百万円(同393百万円)となっています。

○ 譲渡所得の調査等の状況

事務年度等 項目	30事務年度	元事務年度	対前年比
①	件	件	%
調査等件数	104	36	34.6
土地建物等	74	30	40.5
株式等	30	6	20.0
②	件	件	%
申告漏れ等の 非違件数	69	27	39.1
土地建物等	49	24	49.0
株式等	20	3	15.0
③	%	%	ポイント
非違割合 (② / ①)	66.3	75.0	8.7
土地建物等	66.2	80.0	13.8
株式等	66.7	50.0	▲ 16.7
④	百万円	百万円	%
申告漏れ所得金額	393	108	27.5
土地建物等	316	75	23.7
株式等	77	33	42.9
⑤	万円	万円	%
1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	378	300	79.4
土地建物等	427	250	58.5
株式等	257	550	214.0

(注) 1 土地建物等は、土地建物(分離譲渡所得)及び金地金等(総合譲渡所得)である。

2 土地建物等は、課税年ごとに1件としている。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が 83 件（前事務年度 122 件）、着眼調査が 33 件（同 28 件）であり、簡易な接触の件数は 108 件（同 217 件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は 224 件（同 367 件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は 157 件（同 249 件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、265 百万円（同 93 百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは 262 百万円（同 89 百万円）、着眼調査によるものは 3 百万円（同 4 百万円）となっています。
なお、実地調査による追徴税額を 1 件当たりで見ると、2,287 千円（同 619 千円）となっており、前事務年度に比べ増加しています。
- また、簡易な接触による追徴税額は 8 百万円（同 22 百万円）となっており、調査等合計では 273 百万円（同 115 百万円）となっています。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

区 分 項 目	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
	特別・一般		着眼		計						
		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
調査等件数	122		28		150		217		367		
	83	68.0%	33	117.9%	116	77.3%	108	49.8%	224	61.0%	
申告漏れ等の 非 違 件 数	98		19		117		132		249		
	71	72.4%	25	131.6%	96	82.1%	61	46.2%	157	63.1%	
追徴税額	本 税	74		3		77		22		99	
		198	267.6%	2	66.7%	200	259.7%	8	36.4%	208	210.1%
	加 算 税	15		1		16		1		16	
	64	426.7%	1	100.0%	65	406.3%	1	100.0%	66	412.5%	
	計	89		4		93		22		115	
		262	294.4%	3	75.0%	265	284.9%	8	36.4%	273	237.4%
一 件 当 た り 追 徴 税 額	本 税	605		119		515		100		270	
		2,389	394.9%	60	50.4%	1,726	335.1%	70	70.0%	928	343.7%
	加 算 税	121		28		104		3		44	
	773	638.8%	28	100.0%	561	539.4%	5	166.7%	293	665.9%	
	計	727		148		619		104		314	
		3,161	434.8%	88	59.5%	2,287	369.5%	75	72.1%	1,221	388.9%

(注) 1 令和元年7月から令和2年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

令和元事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和2年11月

広島国税局

【島根県】

○ 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が 176 件（前事務年度 243 件）、着眼調査が 71 件（同 82 件）であり、簡易な接触の件数は 1,864 件（同 3,524 件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は 2,111 件（同 3,849 件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は 1,848 件（同 2,919 件）となっています。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 実地調査による申告漏れ所得金額は、2,188 百万円（同 1,849 百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは 1,977 百万円（同 1,680 百万円）、着眼調査によるものは 211 百万円（同 169 百万円）となっています。
- また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は 2,943 百万円（同 3,398 百万円）となっており、調査等合計では 5,131 百万円（同 5,247 百万円）となっています。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、195 百万円（同 257 百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは 186 百万円（同 251 百万円）、着眼調査によるものは 10 百万円（同 6 百万円）となっています。
なお、実地調査による追徴税額を 1 件当たりで見ると、791 千円（同 791 千円）となっており、前事務年度と比べほぼ横ばいです。
- また、簡易な接触による追徴税額は 115 百万円（同 133 百万円）となっており、調査等合計では 311 百万円（同 390 百万円）となっています。

（参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1 件当たり 10 日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実際に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

○ 所得税の調査等の状況

区分 項目		実地調査						簡易な接触		調査等合計		
		特別・一般		着眼		計						
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
調査等件数	件	243		82		325		3,524		3,849		
		176	72.4%	71	86.6%	247	76.0%	1,864	52.9%	2,111	54.8%	
申告漏れ等の 非違件数	件	202		60		262		2,657		2,919		
		152	75.2%	52	86.7%	204	77.9%	1,644	61.9%	1,848	63.3%	
申告漏れ 所得金額	百万円	1,680		169		1,849		3,398		5,247		
		1,977	117.7%	211	124.9%	2,188	118.3%	2,943	86.6%	5,131	97.8%	
追徴 税額	本税 百万円	212		6		218		131		349		
		158	74.5%	9	150.0%	166	76.1%	113	86.3%	279	79.9%	
		39		1		39		2		41		
加算税 百万円	28	71.8%	1	100.0%	29	74.4%	2	100.0%	31	75.6%		
	計 百万円	251		6		257		133		390		
		186	74.1%	10	166.7%	195	75.9%	115	86.5%	311	79.7%	
一件 当たり	追徴 税額	申告漏れ 所得金額 千円	6,914		2,059		5,689		964		1,363	
			11,231	162.4%	2,976	144.5%	8,858	155.7%	1,579	163.8%	2,430	178.3%
		本税 千円	873		69		670		37		91	
			897	102.7%	120	173.9%	674	100.6%	61	164.9%	132	145.1%
加算税 千円	158		8		121		1		11			
	159	100.6%	15	187.5%	117	96.7%	1	100.0%	15	136.4%		
計 千円	1,031		77		791		38		102			
	1,056	102.4%	135	175.3%	791	100.0%	62	163.2%	147	144.1%		

(注) 1 令和元年7月から令和2年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

(参考) 譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、32件（前事務年度98件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、28件（同84件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、196百万円（同373百万円）となっています。

○ 譲渡所得の調査等の状況

事務年度等 項目	30事務年度	元事務年度	対前年比
①	件	件	%
調査等件数	98	32	32.7
土地建物等	88	19	21.6
株式等	10	13	130.0
②	件	件	%
申告漏れ等の 非違件数	84	28	33.3
土地建物等	74	15	20.3
株式等	10	13	130.0
③	%	%	ポイント
非違割合 (② / ①)	85.7	87.5	1.8
土地建物等	84.1	78.9	▲ 5.2
株式等	100.0	100.0	0.0
④	百万円	百万円	%
申告漏れ所得金額	373	196	52.5
土地建物等	267	175	65.5
株式等	106	21	19.8
⑤	万円	万円	%
1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	381	613	160.9
土地建物等	303	921	304.0
株式等	1,060	162	15.3

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離譲渡所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年ごとに1件としている。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が 107 件（前事務年度 147 件）、着眼調査が 37 件（同 39 件）であり、簡易な接触の件数は 182 件（同 142 件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は 326 件（同 328 件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は 229 件（同 269 件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、84 百万円（同 121 百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは 82 百万円（同 114 百万円）、着眼調査によるものは 2 百万円（同 7 百万円）となっています。
なお、実地調査による追徴税額を 1 件当たりで見ると、583 千円（同 649 千円）となっています。
- また、簡易な接触による追徴税額は 18 百万円（同 22 百万円）となっており、調査等合計では 102 百万円（同 142 百万円）となっています。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

区分 項目	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
	特別・一般		着眼		計						
		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
調査等件数	147		39		186		142		328		
	107	72.8%	37	94.9%	144	77.4%	182	128.2%	326	99.4%	
申告漏れ等の 非違件数	120		31		151		118		269		
	90	75.0%	19	61.3%	109	72.2%	120	101.7%	229	85.1%	
追徴税額	本税	93		6		100		21		120	
		67	72.0%	1	16.7%	68	68.0%	18	85.7%	85	70.8%
	加算税	20		1		21		1		22	
	16	80.0%	1	100.0%	16	76.2%	1	100.0%	17	77.3%	
	114		7		121		22		142		
	82	71.9%	2	28.6%	84	69.4%	18	81.8%	102	71.8%	
一件当たり 追徴税額	本税	636		158		536		145		367	
		623	98.0%	33	20.9%	471	87.9%	96	66.2%	262	71.4%
	加算税	137		26		113		7		67	
	146	106.6%	15	57.7%	112	99.1%	4	57.1%	52	77.6%	
	773		184		649		152		434		
	769	99.5%	48	26.1%	583	89.8%	101	66.4%	314	72.4%	

(注) 1 令和元年7月から令和2年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

令和元事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和2年11月

広島国税局

【岡山県】

○ 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が 462 件（前事務年度 444 件）、着眼調査が 114 件（同 99 件）であり、簡易な接触の件数は 6,447 件（同 7,393 件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は 7,023 件（同 7,936 件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は 5,138 件（同 5,344 件）となっています。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 実地調査による申告漏れ所得金額は、5,218 百万円（同 4,893 百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは 4,763 百万円（同 4,563 百万円）、着眼調査によるものは 455 百万円（同 330 百万円）となっています。
- また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は 9,070 百万円（同 7,924 百万円）となっており、調査等合計では 14,288 百万円（同 12,818 百万円）となっています。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、913 百万円（同 855 百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは 893 百万円（同 839 百万円）、着眼調査によるものは 20 百万円（同 16 百万円）となっています。
なお、実地調査による追徴税額を 1 件当たりで見ると 1,585 千円（同 1,574 千円）となっており、前事務年度と比べほぼ横ばいとなっています。
- また、簡易な接触による追徴税額は 367 百万円（同 445 百万円）となっており、調査等合計では 1,280 百万円（同 1,300 百万円）となっています。

(参考)

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1 件当たり 10 日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実際に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

○ 所得税の調査等の状況

区分 項目		実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般		着眼		計					
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
調査等件数	件	444		99		543		7,393		7,936	
		462	104.1%	114	115.2%	576	106.1%	6,447	87.2%	7,023	88.5%
申告漏れ等の 非違件数	件	379		70		449		4,895		5,344	
		387	102.1%	84	120.0%	471	104.9%	4,667	95.3%	5,138	96.1%
申告漏れ 所得金額	百万円	4,563		330		4,893		7,924		12,818	
		4,763	104.4%	455	137.9%	5,218	106.6%	9,070	114.5%	14,288	111.5%
追徴 税額	本税 百万円	690		14		704		427		1,131	
		737	106.8%	18	128.6%	755	107.2%	354	82.9%	1,108	98.0%
	加算税 百万円	149		2		151		18		168	
		156	104.7%	2	100.0%	159	105.3%	13	72.2%	171	101.8%
計 百万円	839		16		855		445		1,300		
	893	106.4%	20	125.0%	913	106.8%	367	82.5%	1,280	98.5%	
一件 当たり	申告漏れ 所得金額 千円	10,277		3,334		9,011		1,072		1,615	
		10,308	100.3%	3,994	119.8%	9,059	100.5%	1,407	131.3%	2,034	125.9%
	本税 千円	1,554		142		1,297		58		143	
		1,594	102.6%	158	111.3%	1,310	101.0%	55	94.8%	158	110.5%
加算税 千円	336		17		278		2		21		
	338	100.6%	21	123.5%	275	98.9%	2	100.0%	24	114.3%	
計 千円	1,890		159		1,574		60		164		
	1,932	102.2%	179	112.6%	1,585	100.7%	57	95.0%	182	111.0%	

(注) 1 令和元年7月から令和2年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

(参考) 譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、191件（前事務年度194件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、147件（同155件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、994百万円（同996百万円）となっています。

○ 譲渡所得の調査等の状況

事務年度等 項目	30事務年度	元事務年度	対前年比
①	件	件	%
調査等件数	194	191	98.5
土地建物等	153	130	85.0
株式等	41	61	148.8
②	件	件	%
申告漏れ等の 非違件数	155	147	94.8
土地建物等	120	90	75.0
株式等	35	57	162.9
③	%	%	ポイント
非違割合 (② / ①)	79.9	77.0	▲ 2.9
土地建物等	78.4	69.2	▲ 9.2
株式等	85.4	93.4	8.0
④	百万円	百万円	%
申告漏れ所得金額	996	994	99.8
土地建物等	786	703	89.4
株式等	210	291	138.6
⑤	万円	万円	%
1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	513	520	101.4
土地建物等	514	541	105.3
株式等	512	477	93.2

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離譲渡所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年ごとに1件としている。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が 243 件（前事務年度 223 件）、着眼調査が 43 件（同 36 件）であり、簡易な接触の件数は 672 件（同 602 件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は 958 件（同 861 件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は 611 件（同 594 件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、307 百万円（同 274 百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは 298 百万円（同 269 百万円）、着眼調査によるものは 9 百万円（同 5 百万円）となっています。
なお、実地調査による追徴税額を 1 件当たりで見ると、1,073 千円（同 1,057 千円）となっており、前事務年度と比べほぼ横ばいとなっています。
- また、簡易な接触による追徴税額は 78 百万円（同 89 百万円）となっており、調査等合計では 385 百万円（同 363 百万円）となっています。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

区 分 項 目	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
	特別・一般		着眼		計						
		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
調査等件数	223		36		259		602		861		
	243	109.0%	43	119.4%	286	110.4%	672	111.6%	958	111.3%	
申告漏れ等の 非 違 件 数	195		25		220		374		594		
	212	108.7%	38	152.0%	250	113.6%	361	96.5%	611	102.9%	
追徴税額	本 税	220		4		224		82		306	
		242	110.0%	7	175.0%	249	111.2%	73	89.0%	322	105.2%
	加 算 税	48		1		50		7		57	
	56	116.7%	2	200.0%	58	116.0%	5	71.4%	63	110.5%	
	269		5		274		89		363		
	298	110.8%	9	180.0%	307	112.0%	78	87.6%	385	106.1%	
一 件 当 た り	本 税	987		108		865		136		355	
		997	101.0%	161	149.1%	871	100.7%	108	79.4%	336	94.6%
	加 算 税	217		35		191		12		66	
	231	106.5%	37	105.7%	202	105.8%	8	66.7%	66	100.0%	
	1,204		143		1,057		148		421		
	1,228	102.0%	198	138.5%	1,073	101.5%	116	78.4%	402	95.5%	

(注) 1 令和元年7月から令和2年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

令和元事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和2年11月

広島国税局

【広島県】

○ 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が 818 件（前事務年度 715 件）、着眼調査が 213 件（同 300 件）であり、簡易な接触の件数は 9,922 件（同 12,717 件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は 10,953 件（同 13,732 件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は 8,060 件（同 9,812 件）となっています。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 実地調査による申告漏れ所得金額は、8,933 百万円（同 7,699 百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは 8,467 百万円（同 6,870 百万円）、着眼調査によるものは 466 百万円（同 829 百万円）となっています。
- また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は 11,412 百万円（同 14,365 百万円）となっており、調査等合計では 20,346 百万円（同 22,064 百万円）となっています。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、1,582 百万円（同 1,405 百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは 1,555 百万円（同 1,349 百万円）、着眼調査によるものは 26 百万円（同 55 百万円）となっています。
なお、実地調査による追徴税額を 1 件当たりで見ると、1,534 千円（同 1,384 千円）となっており、前事務年度に比べ増加しています。
- また、簡易な接触による追徴税額は 490 百万円（同 587 百万円）となっており、調査等合計では 2,072 百万円（同 1,992 百万円）となっています。

(参考)

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1 件当たり 10 日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実際に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

○ 所得税の調査等の状況

区分 項目		実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般		着眼		計					
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
調査等件数	件	715		300		1,015		12,717		13,732	
		818	114.4%	213	71.0%	1,031	101.6%	9,922	78.0%	10,953	79.8%
申告漏れ等の 非違件数	件	621		215		836		8,976		9,812	
		706	113.7%	130	60.5%	836	100.0%	7,224	80.5%	8,060	82.1%
申告漏れ 所得金額	百万円	6,870		829		7,699		14,365		22,064	
		8,467	123.2%	466	56.2%	8,933	116.0%	11,412	79.4%	20,346	92.2%
追徴税額	本税 百万円	1,137		50		1,188		577		1,764	
		1,300	114.3%	24	48.0%	1,323	111.4%	486	84.2%	1,809	102.6%
	加算税 百万円	212		5		217		11		228	
256		120.8%	3	60.0%	258	118.9%	4	36.4%	263	115.4%	
	計 百万円	1,349		55		1,405		587		1,992	
		1,555	115.3%	26	47.3%	1,582	112.6%	490	83.5%	2,072	104.0%
一件当たり	申告漏れ 所得金額 千円	9,608		2,765		7,585		1,130		1,607	
		10,351	107.7%	2,190	79.2%	8,665	114.2%	1,150	101.8%	1,858	115.6%
	本税 千円	1,591		167		1,170		45		128	
		1,589	99.9%	111	66.5%	1,283	109.7%	49	108.9%	165	128.9%
加算税 千円	297		17		214		0.8		17		
	313	105.4%	12	70.6%	251	117.3%	0.4	50.0%	24	141.2%	
	計 千円	1,887		184		1,384		46		145	
		1,901	100.7%	123	66.8%	1,534	110.8%	49	106.5%	189	130.3%

(注) 1 令和元年7月から令和2年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

(参考) 譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、291件（前事務年度429件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、253件（同336件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、2,815百万円（同3,071百万円）となっています。

○ 譲渡所得の調査等の状況

事務年度等 項目	30事務年度	元事務年度	対前年比
①	件	件	%
調査等件数	429	291	67.8
土地建物等	308	221	71.8
株式等	121	70	57.9
②	件	件	%
申告漏れ等の 非違件数	336	253	75.3
土地建物等	229	187	81.7
株式等	107	66	61.7
③	%	%	ポイント
非違割合 (② / ①)	78.3	86.9	8.6
土地建物等	74.4	84.6	10.2
株式等	88.4	94.3	5.9
④	百万円	百万円	%
申告漏れ所得金額	3,071	2,815	91.7
土地建物等	1,700	1,715	100.9
株式等	1,371	1,100	80.2
⑤	万円	万円	%
1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	716	967	135.1
土地建物等	552	776	140.6
株式等	1,133	1,571	138.7

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離譲渡所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年ごとに1件としている。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が 433 件（前事務年度 342 件）、着眼調査が 89 件（同 85 件）であり、簡易な接触の件数は 629 件（同 733 件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は 1,151 件（同 1,160 件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は 749 件（同 894 件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、418 百万円（同 283 百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは 404 百万円（同 270 百万円）、着眼調査によるものは 14 百万円（同 12 百万円）となっています。
なお、実地調査による追徴税額を 1 件当たりで見ると、800 千円（同 662 千円）となっており、前事務年度に比べ増加しています。
- また、簡易な接触による追徴税額は 48 百万円（同 107 百万円）となっており、調査等合計では 466 百万円（同 390 百万円）となっています。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

区分 項目	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
	特別・一般		着眼		計						
		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
調査等件数 件	342		85		427		733		1,160		
	433	126.6%	89	104.7%	522	122.2%	629	85.8%	1,151	99.2%	
申告漏れ等の 非違件数	279		59		338		556		894		
	361	129.4%	69	116.9%	430	127.2%	319	57.4%	749	83.8%	
追徴税額	本税 百万円	223		10		234		102		336	
		331	148.4%	11	110.0%	342	146.2%	47	46.1%	389	115.8%
	加算税 百万円	47		2		49		5		54	
		72	153.2%	3	150.0%	76	155.1%	2	40.0%	77	142.6%
	計 百万円	270		12		283		107		390	
		404	149.6%	14	116.7%	418	147.7%	48	44.9%	466	119.5%
一件当たり 追徴税額	本税 千円	653		121		547		140		290	
		766	117.3%	121	100.0%	656	119.9%	74	52.9%	338	116.6%
	加算税 千円	137		26		115		7		47	
		167	121.9%	35	134.6%	145	126.1%	3	42.9%	67	142.6%
	計 千円	790		147		662		147		336	
		933	118.1%	156	106.1%	800	120.8%	77	52.4%	405	120.5%

- (注) 1 令和元年7月から令和2年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
2 上段は、前事務年度の計数である。
3 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

令和元事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和2年11月

広島国税局

【山口県】

○ 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が 361 件（前事務年度 478 件）、着眼調査が 107 件（同 174 件）であり、簡易な接触の件数は 4,002 件（同 5,901 件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は 4,470 件（同 6,553 件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は 3,412 件（同 4,804 件）となっています。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 実地調査による申告漏れ所得金額は、3,934 百万円（同 4,832 百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは 3,606 百万円（同 4,295 百万円）、着眼調査によるものは 328 百万円（同 536 百万円）となっています。
- また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は 5,571 百万円（同 6,780 百万円）となっており、調査等合計では 9,505 百万円（同 11,611 百万円）となっています。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、912 百万円（同 911 百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは 888 百万円（同 887 百万円）、着眼調査によるものは 23 百万円（同 24 百万円）となっています。
なお、実地調査による追徴税額を 1 件当たりで見ると、1,948 千円（同 1,397 千円）となっており、前事務年度に比べ増加しています。
- また、簡易な接触による追徴税額は 202 百万円（同 1,435 百万円）となっており、調査等合計では 1,113 百万円（同 2,346 百万円）となっています。

(参考)

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1 件当たり 10 日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実際に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

○ 所得税の調査等の状況

区分 項目		実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般		着眼		計					
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
調査等件数	件	478		174		652		5,901		6,553	
		361	75.5%	107	61.5%	468	71.8%	4,002	67.8%	4,470	68.2%
申告漏れ等の 非違件数	件	406		117		523		4,281		4,804	
		304	74.9%	82	70.1%	386	73.8%	3,026	70.7%	3,412	71.0%
申告漏れ 所得金額	百万円	4,295		536		4,832		6,780		11,611	
		3,606	84.0%	328	61.2%	3,934	81.4%	5,571	82.2%	9,505	81.9%
追徴 税額	本税 百万円	729		22		750		1,429		2,179	
		687	94.2%	20	90.9%	707	94.3%	197	13.8%	904	41.5%
	加算税 百万円	158		3		161		6		167	
		202	127.8%	3	100.0%	205	127.3%	5	83.3%	210	125.7%
計 百万円		887		24		911		1,435		2,346	
		888	100.1%	23	95.8%	912	100.1%	202	14.1%	1,113	47.4%
一件 当たり	申告漏れ 所得金額 千円	8,986		3,083		7,411		1,149		1,772	
		9,990	111.2%	3,065	99.4%	8,407	113.4%	1,392	121.1%	2,126	120.0%
	本税 千円	1,524		124		1,151		242		332	
		1,902	124.8%	191	154.0%	1,511	131.3%	49	20.2%	202	60.8%
加算税 千円	331		15		247		1		25		
	559	168.9%	29	193.3%	438	177.3%	1	100.0%	47	188.0%	
計 千円		1,855		140		1,397		243		358	
		2,461	132.7%	219	156.4%	1,948	139.4%	50	20.6%	249	69.6%

(注) 1 令和元年7月から令和2年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

(参考) 譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、111件（前事務年度 257件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、95件（同 216件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、789百万円（同 1,068百万円）となっています。

○ 譲渡所得の調査等の状況

事務年度等 項目	30事務年度	元事務年度	対前年比
①	件	件	%
調査等件数	257	111	43.2
土地建物等	168	85	50.6
株式等	89	26	29.2
②	件	件	%
申告漏れ等の 非違件数	216	95	44.0
土地建物等	150	71	47.3
株式等	66	24	36.4
③	%	%	ポイント
非違割合 (② / ①)	84.0	85.6	1.6
土地建物等	89.3	83.5	▲ 5.8
株式等	74.2	92.3	18.1
④	百万円	百万円	%
申告漏れ所得金額	1,068	789	73.9
土地建物等	609	459	75.4
株式等	459	330	71.9
⑤	万円	万円	%
1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	416	711	170.9
土地建物等	363	540	148.8
株式等	516	1,269	245.9

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離譲渡所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年ごとに1件としている。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が 232 件（前事務年度 276 件）、着眼調査が 38 件（同 50 件）であり、簡易な接触の件数は 294 件（同 404 件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は 564 件（同 730 件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は 370 件（同 527 件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、212 百万円（同 233 百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは 206 百万円（同 226 百万円）、着眼調査によるものは 6 百万円（同 7 百万円）となっています。
なお、実地調査による追徴税額を 1 件当たりで見ると、785 千円（同 714 千円）となっており、前事務年度に比べ増加しています。
- また、簡易な接触による追徴税額は 31 百万円（同 44 百万円）となっており、調査等合計では 243 百万円（同 277 百万円）となっています。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

区 分 項 目	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
	特別・一般		着眼		計						
		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
調査等件数 件	276		50		326		404		730		
	232	84.1%	38	76.0%	270	82.8%	294	72.8%	564	77.3%	
申告漏れ等の 非 違 件 数	224		33		257		270		527		
	197	87.9%	26	78.8%	223	86.8%	147	54.4%	370	70.2%	
追徴税額	本 税 百万円	188		6		194		42		236	
		173	92.0%	5	83.3%	178	91.8%	29	69.0%	207	87.7%
	加 算 税 百万円	38		1		39		2		41	
		33	86.8%	1	100.0%	34	87.2%	2	100.0%	36	87.8%
	計 百万円	226		7		233		44		277	
		206	91.2%	6	85.7%	212	91.0%	31	70.5%	243	87.7%
一 件 当 た り 追 徴 税 額	本 税 千円	680		122		595		104		323	
		744	109.4%	133	109.0%	658	110.6%	99	95.2%	367	113.6%
	加 算 税 千円	137		26		120		5		56	
		144	105.1%	30	115.4%	128	106.7%	6	120.0%	64	114.3%
	計 千円	817		148		714		108		379	
		888	108.7%	162	109.5%	785	109.9%	105	97.2%	431	113.7%

(注) 1 令和元年7月から令和2年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。